

市廃審 第28-003号  
平成29年3月13日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



### 市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第82回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

## 《会 議 録》

- [会議名称] 第82回市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 平成29年2月7日(火) 10時00分～11時30分
- [開催場所] 市川南仮設庁舎 2階 会議室2
- [出席委員] 三橋規宏委員、松本定子委員、金子正委員、大場諭委員、岩田元一委員、  
代谷陽子委員、福島満委員、原木一正委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、  
石井静雄委員、宮方英二委員(以上12名)
- [事務局等] (1)清掃部 吉野部長、高橋次長  
(2)循環型社会推進課 秋本課長、松丸主幹、杉山主幹、道家、松丸、大門、  
佐々木、堀川、岡、加藤、田島、宮田、田中  
(3)清掃事業課 金子課長、浅生主幹  
(4)清掃施設計画課 吉川  
(5)クリーンセンター 田米開所長、椎名副参事
- [傍聴者] 無し
- [会議次第] 1 開会  
2 議題  
(1)審議事項  
「今後の不適正排出対策のあり方について」  
・家庭ごみの不適正排出対策の方向性について  
・事業系ごみの不適正排出の現状と今後の検討課題について  
(2)報告事項  
・家庭ごみの収集回数の削減とごみの減量・分別等に関する広報・啓発の  
実施状況について  
3 その他  
4 閉会
- [配付資料] 資料1 排出状況の悪い家庭ごみ集積所の追跡調査の実施結果について  
資料2 家庭ごみの不適正排出対策の方向性について(案)  
資料3 事業系ごみの不適正排出の現状と今後の検討課題について  
資料4 家庭ごみの収集回数の削減とごみの減量・分別等に関する広報・啓発の  
実施状況について
- [会議概要] 今後の不適正排出対策のあり方についておよび家庭ごみの収集回数の削減とごみ  
の減量・分別等に関する広報・啓発の実施状況について事務局から配付資料の説明  
を行うと共に、各委員からの質疑に回答する形で審議会を進めた。

## 〔会議詳細〕

### 【開 会】 午前10時00分

三橋会長：定刻になりましたので、ただいまから「第82回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開会いたします。それでは、本日の会議を始めるに当たって、事務局から報告事項などございますか。

秋本課長：本日の会議には、委員15名のうち、半数以上が出席されており、本審議会規則第3条第2項に定める会議開催の要件を満たしておりますので、本会議は成立いたします。

また、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承いただきたいと思います。以上です。

三橋会長：公開会議ということですが、傍聴者はおりますか。

秋本課長：現在のところ傍聴者はありません。

### 【(1) 審議事項 資料説明1】(資料1)

三橋会長：それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。議題(1)の審議事項として、前回の会議で市長から諮問された、「今後の不適正排出対策のあり方について」の審議をこれから始めたいと思います。

本日は、「家庭ごみの不適正排出対策の方向性」を中心に議論を進めたいと思います。この方向性について事務局からの説明を聞いたあと、委員の皆様のいろいろなアイデアなどもあれば自由にお出しいただきたいなと思います。それでは議論に入る前に、前回の説明の補足となる、排出状況の悪い家庭ごみ集積所の追跡調査の結果について、事務局から説明をお願いいたします

#### <資料1 排出状況の悪い家庭ごみ集積所の追跡調査の結果について>

秋本課長：それでは説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。排出状況の悪い家庭ごみ集積所について実施した、追跡調査の結果についてです。家庭ごみ集積所の不適正排出の現状については、前回の会議で平成27年度の調査結果をご説明しましたが、1ページの内容については、前回の資料と重複しますが、昨年度に実施した調査結果をまとめたものであります。昨年度は、「指定ごみ袋を使用せずに排出された燃やすごみ」の取り残しを行った結果、全集積所の約2割にあたる約5,100箇所では取り残しが確認されました。そのうち、特に排出状況が悪い集積所として、5袋以上の取り残しのあった約1,800箇所を追跡調査したところ、約1,000箇所では取り残しが5袋未満に減少しており、注意シールを貼り付けて取り残しをすることに、一定の改善効果が認められましたが、約80

0箇所では改善が見られず、これらの7割を集合住宅の集積所が占めていたというものです。

次に、2ページをご覧ください。(2)は今年度実施した、追跡調査の結果の概要です。前回の会議では、排出状況が悪い集合住宅について、形態別の内訳を示して欲しいといったご意見をいただきました。この追跡調査では、引き続き、特に排出状況の悪い集積所を把握するとともに、特に状況が悪いごみ集積所を利用する住宅の形態や所有区分等の属性について、さらに詳しく確認したものです。下の図は、その結果をまとめたものですが、昨年度の調査結果と同様に、特に排出状況の悪いごみ集積所が約800箇所、確認されました。また、これらの集積所の属性としては、全体の約8割が集合住宅専用であり、残りの約2割が集合住宅と戸建住宅の共用、または戸建住宅共用のものでした。集合住宅専用の居住形態別では、9割以上が賃貸のアパートやマンションであり、また、居室の形態としては、約3分の2はいわゆるワンルーム形式の建物でありました。

次に、3ページをお願いします。これらの調査結果に基づく対策の方向性についてです。今回の調査結果から、不適正排出の多いごみ集積所の属性について一定の傾向が確認され、特に賃貸の集合住宅への対策が重要と考えられます。ただし、一方で、戸建住宅や分譲の集合住宅が利用するごみ集積所でも不適正な排出が確認されており、ごみ集積所や利用する住民の特性に応じた対策を講じていく必要があると思われます。以降の資料には、集積所の属性についての整理と主な集積所の類型についての写真を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

資料1について、説明は以上でございます。

三橋会長：以上が説明ですけれども、せっかく写真を撮っているので簡単に写真の説明をしてください。

秋本課長：資料の3ページをご覧ください。下の方に集積所の主なタイプのイメージ写真とあります。まず、この写真は分譲の集合住宅の敷地内に設置されている比較的規模の大きい集積所となります。いわゆる大型のマンションの集積所と考えていただければと思います。

次のページをお願いします。写真が三段に渡っておりますが、一番上の写真は賃貸の集合住宅の小規模な集積所となります。中段につきましては賃貸の集合住宅となりますが、敷地内に上段の様なスペースが無く道路などに出している例となります。一番下の写真ですが、こちらも敷地内に集積所が無い集合住宅と戸建住宅が共同で利用している集積所でございます。

5 ページをお願いします。上の写真は戸建住宅の宅地開発によって共有敷地として設置されている集積所です。下の写真は路上にて戸建住宅の世帯が共同で利用する集積所です。説明は以上です。

### 【資料説明1の質疑応答】

三橋会長：ありがとうございました。今の説明で何かご感想などあればお出しください。

ー感想等は特に無しー

三橋会長：この調査で不適正排出をしている所の属性がはっきりしたと思います。それを頭の中に入れて、今日の本題の家庭ごみの不適正排出対策の方向性について、説明をお願いいたします。

### 【資料説明2】(資料2)

#### <資料2 家庭ごみの不適正排出対策の方向性について(案)>

秋本課長：はい。事務局から説明をいたします。資料2をご覧ください。まず1ページにつきましては、本市のごみ処理基本計画に定めた施策の内容を基本として、家庭ごみの不適正排出対策の方向性について、主な検討項目の案を整理しております。

大きく分けて、先ず1点目が未然防止対策の強化、2点目がルール違反ごみへの対応の厳格化、この2つの観点から構成しています。

各検討項目の案の具体的な内容については、次のページから順次、ご説明いたします。本日は、この内容をたたき台として、ご意見、ご提案を頂戴したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

#### 1. 未然防止対策の強化

それでは2ページをお願いいたします。大きな項目の1つ目は、未然防止対策の強化です。まず、不適正な排出が生じない、出させないという上流対策・川上対策が重要と考えられます。

##### (1) 基本駅な排出ルールの周知の徹底

その1点目として、基本的な排出ルールの周知の徹底です。市民に対して基本的な排出ルールを周知することは、不適正排出対策の基礎となるものと言えます。これまでの周知の取組みを充実させることに加えて、本市の地域特性を踏まえて、市外からの転入者や自治会未加入者、単身世帯、外国人などを対象とした周知について、関係者との協力などの工夫が必要と考えられます。

## ①不動産管理業者等との連携による周知

その1つとして、不動産管理業者等との連携による周知です。本市は、転出入が多く、また、全世帯の約3分の2が集合住宅に居住しています。ごみ集積所の調査結果によりますと、賃貸の集合住宅で利用するごみ集積所での排出ルール違反が多い傾向があることに加え、いわゆるワンルームマンションをはじめとする賃貸住宅には、自治会未加入の世帯が多く居住しているものと考えられます。以上のことから、不動産の仲介や管理を行う業者との連携を強化していくことが重要と考えるものです。具体的な例としては、不動産の賃貸借の契約時や入居時において本市のごみ出しルールを説明することなどが考えられます。

## ②自治会、じゅんかんパートナー、ごみ減量化・資源化協力店等との連携による周知

2つ目は、自治会やじゅんかんパートナー、ごみ減量化・資源化協力店等との連携による周知です。これらの取組みは、これまでも進めてまいりましたが、地域コミュニティや既存の仕組みなどを活用して、多角的に周知することで、市からの情報が伝わりにくい市民も含めて、広く市民に排出ルールを周知する取組みを継続していくことは、やはり重要であると考えております。具体的な例としては、自治会の組織を活用させていただき、地道に、出前説明会の開催を重ねていくこと、周知用のチラシ等を回覧・配布することのほか、指定ごみ袋を取り扱っている小売店と協力した広報を行うこと。また、外国人コミュニティの団体との協力や、指定ごみ袋や啓発物の多言語化などを進めることが考えられます。なお、これらの仕組みを活用した周知については、ごみの減量・分別に関する周知も当然に含むこととなりますが、今回の審議におきましては、不適正排出対策としての基本的な排出ルールの周知について、論点を集中していただければと思います。

### 〈参考〉

次に3ページをお願いします。3ページからは、参考として、札幌市における、不動産関連団体などとの協力による取組みの事例を掲載しております。札幌市では、共同住宅のごみ排出マナーを改善するべく、不動産関係団体やアパートマンションの管理会社等と連絡協議会を設置し、当協議会を通じた入居者への周知などを実施しています。なお、要綱において、あっせん・仲介業者が入居時にごみ排出マナーを周知することなどを定めています。

続いて、4ページをご覧ください。こちらには、京都市における、小売店等での市民への周知についての事例を掲載しております。京都市では、物品の小売を行う事業者に、廃棄物の発生抑制等への取組みを消費者に促すようなPRをすることが義務付けられており、市のホームページには、PR用のツールが掲載されております。なお、本市においても、指定袋を販売している店頭スペースなどに掲示することができるPRツールをホームページに掲載しております。

## **(2) ごみ集積所管理の強化**

次に、5ページをご覧ください。未然防止対策の強化の2点目として、ごみ集積所管理の強化についてです。不適正な排出がされにくいごみ集積所とするため、また、不適正な排出がされた場合に啓発・指導がしやすい環境づくりを進めるために、ごみ集積所の設置や管理のあり方、関係者の役割の見直しを図っていくことです。

### **①集合住宅におけるごみ集積所の敷地内への設置の義務化の検討**

その1つとしまして、集合住宅におけるごみ集積所の敷地内への設置の義務化の検討についてです。集合住宅を新築する場合には、原則として、宅地開発条例に基づき、敷地内にごみ集積所が設置されますが、規定がない時代の既存の集合住宅の一部や条例の適用を受けない小規模の集合住宅では、道路上に戸建住宅と共有の集積所を設けているケースがあります。家庭ごみ集積所の調査結果によりますと、特に賃貸の集合住宅が利用する集積所の排出状況が悪い傾向が顕著であり、路上に設置された集積所での不適正な排出は、適切な維持管理がされていない場合、例えばカラスの被害やごみの散乱など、周辺環境への影響が大きくなります。このため、集合住宅が利用する路上の集積所において、不適正排出が改善されない場合には、集合住宅の管理責任の明確化と周辺環境への配慮の観点から、既存のごみ集積所と分離して、集合住宅専用のごみ集積所を敷地内へ設置することについて 義務づけていくことを検討する必要があると考えます。

### **②集合住宅の所有者等（管理者を含む）の役割の明確化と連携の強化**

2つ目として、集合住宅の所有者等の役割の明確化と連携の強化についてです。これまでの対策の経験から、集合住宅の所有者等による対策が行われた場合の改善効果は高い傾向にあり、加えて集合住宅の所有者等は、所有または管理する物件を適正に管理することのほか、入居者に対しては、管理物件の使用上の注意や指導を行うことが可能な立場にあります。このようなことから、集合住宅の所有者や管理者との連携を強化し、基本的な排出ルール周知のためのツールの提供や、適正な排出が確保されている模範的な集積所の情報の提供することで適正な管理の促進を図ることが考えられます。また、集合住宅の所有者や管理者の責任や役割について、条例への規定などによる明確化を検討することも必要と思われれます。

### **〈参考〉**

次の6ページ、7ページについては詳細な説明を割愛させていただきますが、6ページの札幌市の事例では、専用の集積所を設けていない既存の集合住宅について、トラブルが生じた際に、ごみステーションを敷地内に新設することとしています。

7ページの京都市の事例では、共同住宅の所有者等に、居住者への啓発義務を条

例で定めるとともに、必要な啓発ツールの提供を行っています。以上が、未然防止対策の強化についてとなります。

## 2. ルール違反ごみへの対応の厳格化

続いて、8ページをご覧ください。大きな項目の2つ目としまして、ルール違反ごみへの対応の厳格化です。排出ルールに違反したごみや、悪質なルール違反者に対しては、排出ルールを遵守している市民との公平性の確保や、排出ルール違反を繰り返すことの抑止につなげるため、対応を厳格にしていく必要があると考えています。

### (1) ごみの取り残し（収集しない）の徹底

まず、1点目として、基本的な排出ルールの遵守を促すために、ルール違反ごみについては今後も継続して取り残しを徹底していくものです。なお、排出ルール違反には、そもそもルールを守る考えが無い人から、ルールを知らないで出してしまった人など、様々なケースがあると思いますが、取り残しは排出者に基本的な排出ルールを周知する意味もあるため、ごみ集積所への掲示や取り残すごみ袋へ貼る注意シールについては、わかりやすいものとする必要があると考えます。なお、留意事項として、ごみの取り残しによる周辺環境や交通安全への影響を考慮して、腐敗が進みやすい夏の時期や、路上のごみ集積所の設置場所によっては通学路の安全確保などに留意して対応する必要性が想定されます。

### (2) ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の検討

次に、2点目として、ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の検討です。排出ルール違反の多いごみ集積所においては、ルール違反ごみを開封調査して排出者の特定に努め、個別の排出指導を強化する必要が考えられます。また、ルール違反が繰り返される場合も想定されることから、悪質なルール違反者に対する指導・罰則等の制度化についても検討が必要ではないかと考えます。なお、指導・罰則制度の目的は、排出ルールを遵守してもらうことや違反の抑止効果を期待するもので、罰則を課すこと自体を目的とする性質のものではないと考えますが、最終的に罰則の適用が必要なケースも想定されるため、罰則規定の条例化についても検討に含めることとします。なお、留意事項としては、ルール違反ごみの排出者への啓発や指導、罰則適用の前提として、排出者を特定するためのごみの開封調査が必要となりますが、個人情報を取扱うことになるため、市民の安心が得られるよう実施方法に配慮する必要があると思われま

### 〈参考〉

次の、9ページから10ページにかけては詳細な説明は省略いたしますが、千葉市が条例化している指導・罰則制度を参考事例として掲載しております。千葉市では、開封調査から指導、命令、罰則までの仕組みに基づいて不適正排出への対

策が行われています。説明は以上でございます。

## 【資料説明2の質疑応答】

三橋会長：それでは、今、家庭ごみの不適正排出対策の方向性について、大きく分けて未然防止対策の強化、2つ目としてルール違反ごみへの対応の厳格化について説明がありました。それではまず、1番目の未然防止対策の強化について、皆様いろいろ具体的な考え方、提案があると思いますので、自由にお出してください。それが終わった後に、ルール違反ごみへの対応の厳格化について議論をしていきたいと思えます。それではまず、未然防止対策の強化について、基本的な排出ルールの周知の徹底と、ごみ集積所管理の強化、この2つの方向性について問題提起があるかと思えます。どうぞ自由にお出してください。

福島委員：最初によろしいですか。資料1でご説明いただいた中身ですと、排出状況が悪いと言うのは、指定ごみ袋を使用せずにと書いてありますので、これがルールなのかなと思うのですが、資料2の方で排出ルールの遵守と言っている場合のルール、いわゆるルール違反の具体的な内容ですが、同じものなのか、違いがあるのか、ご説明いただければと思えます。

松丸主幹：事務局の松丸です。まず、排出ルールの違反をどう捉えるかということにも関連するご質問だと思います。資料1については排出ルール違反の中でも指定袋を使用していないということについて着目をしまして調査をした結果でございます。資料2も含めまして、今後の不適正排出対策を考える上で何を排出ルール違反と考えていくかということに関して申し上げますと、指定袋を利用していないという事に加えて、基本的な分別ルールが守られていないというところまで含めたものを不適正排出と捉えておりますので、その範囲の中で対策のあり方を考えていきたいと事務局としては考えております。

三橋会長：他にはいかがですか。

金子委員：まず、排出状況の悪い集積所の追跡調査の結果についての写真がいくつか載っておりますが、これの最も問題なのはワンルームで64.5%ということですが、この写真の中で、これがワンルームタイプの集積所です、といった指摘のできるような写真はありますか。これは見ると、いわゆる違反の状態のものが写っていないように見えるが、出し方の悪い具体的な写真はありますか。指定袋を使用していない事例などがあれば。私たちも現場で見ますが、私たちが見ているものよりもっとひどいものがあれば。罰則という話も出ていますが、これは対応しなくてはならないなというのも具体的な写真を見たい。

三橋会長：それでは、この写真の中で適性排出はどれで、不適正排出はこれだというような

形で個々の写真について説明していただければ、委員の皆さんのご理解も進むと思いますのでお願いします。

秋本課長：まず1点目の主にワンルームの集積所はこの写真でどこに該当するかということですが、4ページをご覧ください。ワンルームですが、宅地条例に該当する物件としない物件とで分かれていますが、宅地開発条例に該当すれば敷地内に集積所を作るということで、例えば4ページ上段の写真2枚はそれに該当する場合と考えられます。宅地開発条例に該当しない場合についてはちょうどよい写真はありますが、イメージ的には4ページ中段の右側の写真が該当するかなと考えられます。

金子課長：清掃事業課です。どんなごみの出し方が不適正なのかということで、この写真の中でしいて言えば、一番上の右側の敷地内の写真、これはちょっとわかりづらいのですが、黄色い紙が貼ってあります。この黄色い紙というのが指定袋を利用してくださいという、警告の紙となります。黄色い紙が2つ、3つ貼ってありますけれども、これが指定袋を利用されていない、不適正排出の参考になるのかなと思います。

三橋会長：それ以外は適正という事ですか。この写真の中では。

金子課長：一番下の左側は燃やすごみの日にダンボールが出ているので不適正という事になります。

三橋会長：よろしいでしょうか。せっかく写真を撮るのであれば、不適正排出がわかりやすい例などももう少しあれば。

金子委員：あるいは貼り紙も、こういったものが貼ってあるといったイメージのものをアップで出すとか。そういう点ではもう少しわかりやすく、我々も興味を持って普段から見ているのである程度は理解しているつもりですが。こういった時にせっかく出すのであれば、という感じを受けます。同時に不適正排出対策の方向性の現状について、ちょっと聞きたいと思ったのは、こういったワンルームの場合は、この辺が一番のポイントだと思うのですが、ワンルームの人たちは自治会に入っていない人であって、自治会とかじゅんかんパートナーがワンルームの人に対してケアできないのは当然だろうと思います。この2ページにある不動産管理業者、この辺の現状ですが、現在説明をやってないわけではないでしょうが、基本的には条例化されてないだけで、具体的な行動は行っているだろうと、それが契約の時にキチンと説明しなさいであるとか、入居時に説明しなさいとなった時にどの程度の説明がされているのか、その辺をちょっと伺いたい。あるいは海外の人たちに対して、多言語化ということが有りますが、既に何ヶ国語の説明書があるとか、現状についてもう少し具体的に伺いたい。

秋本課長：2点の質問にお答えします。まず不動産管理業者等との連携についての質問ですが、私どもは今年の4月1日からのごみ収集回数の削減を市民の皆様に周知しているところでありますが、その中で委員ご指摘のワンルームマンションに住んでいる方の排出状況が悪いという事で、そういった方のために、不動産管理の関連する業界に働きかけをして、具体的には千葉県宅地建物取引業協会の市川支部へごみの出し方、また4月1日から収集回数が変わることを周知しております。会員の方に通知を回覧してもらうとともに、会員の勉強会がありましたらそれに向いて説明をしているところです。

2点目の外国人への周知についてですが、基本的に6ヶ国語を想定しており、英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語という形で対応しているところです。それらの方々へ外国語版のリーフレットを配付しておりますが、資料にもありました外国人コミュニティの催しがある時に説明の時間を設けていただいているところです。

金子課長：清掃事業課での不適正排出の対策として事例を挙げますと、不動産管理会社等へ電話をしますと、「オーナーに聞きます」、「オーナーの許しがないと」となる。そこで、オーナーさんに電話をしますと「不動産管理会社の方で確認してください」となり、どちらが責任を持つのかということになる。現実問題として電話等で話しても埒が明かない状況が続きますので、直接管理会社の方へ職員が出向いて、担当者と話して解決したという事例もあります。

金子委員：入居時や契約時に不動産業者が資料を全部渡しちゃう訳ですか。そういった業者に対して、契約時にハンコを押してもらってこれとこれを渡してくれという事になってしまっているんじゃないかなという印象もなくはない。団体で業者を集めてやるのはいいんだけど、不動産業者が直接入居者への説明がややおざなりというか、熱心にやる業者といろいろあると思うが、その辺がポイントかなと思うのですが、それについて伺いたい。

秋本課長：委員ご指摘のように契約時、または賃貸住宅を借りる場合の重要説明時に、市のほうから資料を渡して説明をしてくださいという働きかけは現在しておりません。しかし、管理業者の中には事前に市から資料を取り寄せて説明しているという事例があるという事は聞いております。

金子委員：ポイントとなるのは、ワンルームの方々とか外国人に絞っていくのではないかとと思いますが、方向性としては取り残しをすとか罰則という対策が出ているが、現状の取り残しは夏季など問題が起こるとか、カラス対策とかあるが、現状としては取り残したものはどうなっているのか。最終的には結局処理することになると思うが。その現状と、罰則の千葉市の例は具体的にどんな効果が出ているのか。この2つについて。

金子課長：不適正排出の取り残しについては、概ね夏時期でも1週間、2週間、場所にもよりますけれども最終的には取るようにはしています。不適正排出者のごみを取り残すという対応をしている中で、基本的にまじめにルールを守って出している人、またごみ置場を提供してくれている人の迷惑になっている状況なので、最終的には取っている状況です。

松丸主幹：千葉市の事例につきましてご説明いたします。千葉市では排出状況の悪い所を重点的に調査をして、ルール違反ごみの開封調査を行っているということです。その効果でございますが、毎年同じようなやり方でやっている訳ではないので、定量的に改善効果を説明するのは難しいということですが、指定袋を使っていないという違反については段々とルールを守る率が上がってきていると言われているという事で、現在は分別についての対策に重点を移してきているという事です。また、制度があることによって指導しやすくなったというのが担当者の感想です。また、罰則の適用に関してですが、最終的には過料を課すという制度上の位置付けがありますが、過料を課すというところまでは至っていないということで、現在は基本的には違反者が特定された場合には面談をして、直接指導をすとか、面談が出来なかった世帯には文書で指導するという事を聞いております。

金子委員：特に罰則については、我々が具体的にそういった答申をした時に、かなり抵抗が出てくるでしょうね。或いはごみを開けるとか、プライバシーの問題とか、かなり問題になってくるのかなという認識も有りますけれども。千葉市は5年やってきて過料を取ったことがないというような回答でしたが、その辺のところは同じ条例を作ったとしても厳しい部分もあるのかなと。それが効果があれば、有料化などは一番効果があるが、それを住民に理解してもらうのが大変な状況ですから、そういった意味では慎重に検討する必要があるかなという印象です。

三橋会長：追加で私の方からも質問させてください。例えば市川市の場合には外国人コミュニティは具体的に存在しているのですか。例えば中国人のサークルとか。アプローチする場合に外国人コミュニティが市川市の中でできていけばアプローチし易いのかなと思いますけれども。

秋本課長：市川市に国際交流協会というものがあります。そこが主催となって、パーティーを公共施設で行っております。それを利用して、説明の時間を設けていただいてごみ出しについて説明しております。

三橋会長：その国際交流協会は、代表者は外国人ですか。

秋本課長：日本人です。

三橋会長：せっかく良い組織があるのですから、市川市に住んでいる外国人にできるだけまとめて行政が報告できるような形にもっていければよいのではないのでしょうか。

杉山主幹：循環型社会推進課杉山です。今ご指摘のありました国際交流協会ですけれども、その中に外国人委員会という組織があります。協会の会長は日本人ですけれども、外国人委員会の方はほとんどが外国人で、今課長からご説明のありましたパーティーですけれども、そちらも今までは日本人が中心で行っていたのですけれども、ここ2年間は外国人の方が主体的にパーティーやコミュニティを作ろうという形で進んでおります。先ほどありましたパーティーでの説明も今年度、私どもも行かせていただいたのですけれども、非常に先方からも好評をいただいて、是非次年度もやってほしいというお言葉をいただいております。今回は外国人委員会の方と接触ができたという事で、この機会にこれをきっかけとして外国人の方々にPRしていきたいと考えております。

三橋会長：それは非常に結構なことです。いろいろな面で市の行政に協力をしてもらおうということはどんどん進めてください。もう一つ伺いたかったのは、違反者に対して罰則を課すということは条例を改正しなくてはいけないんですよね。その場合にはやはり議会で議論したうえで決めるということですか。勝手に役所の方で決めるという事はできないということですか。

秋本課長：市のほうで条例制定案又は条例改正案を作成し、市議会で審議していただき、議決されれば成立するという形になります。

三橋会長：通常、いろいろな議論の末に条例を改正して、制度を導入しようとなった時にどのぐらいの期間が必要なものでしょうか。

吉野部長：過料を課すという事になると、市民に不利益を与えることとなりますので、周知期間が必要となるので、大体半年ぐらいは必要。市の準備期間もありますので、ある程度きちっと周知した中で過料を課すという対応をする事が一般的です。

三橋会長：もう一つ。資料1の4ページの真ん中右側の写真でゴミ袋が3つ置いてあるが、これは不適正排出という事で取り残していったのではないかというご指摘があるのですが。

松本委員：関連して。3個しか出ていないので、これは指定袋だと思うのですが、これはもしかしたら取り残しというか、回収が終わった後に出しているということが多いのですが、この3個はどちらか。

金子課長：通常であれば収集前ですが、この写真だけでは収集前なのか、後出しなのかはちょっと判断がつかないです。

松本委員：3個しかないというのはいないのでは。

金子課長：場所によってはあります。1個のところもあります。

松本委員：戸建ではなくてですか。

金子課長：1個の場合は戸建です。

松本委員：ここには戸建はないですね。

金子課長：一番下が戸建と集合住宅の共同ですね。あとは5ページが戸建になります。

松本委員：資料1の5ページの下ですが、アミが無い状態で、このごみ以上に溢れていて、100個ぐらい出ている、道路を塞いでしまって、車も通れない状態で、苦情を言う側も出しているという状況で、何回か清掃事業課の方にも来ていただいて、何ヶ月間もかかって、最終的にはアパートの経営者の方に出していただいて、自治会からも出て、話し合いをして、清掃事業課からも出ていただいて、最終的には経営者のお宅の敷地内に大きい金網を置いてほぼ解決をしたのですが、そこだけでは済まず、ごみは溢れてはいないけれども、この箱が無い分ぐらいは出ている。あとは関連しているかどうかわからないですけれども、取り残しになると思うのですが、関係の無い時間帯にごみを置いていくというのがものすごく多い。毎回空っぽなことが無いという状況です。網の中もいつもごみが置いてある。その辺のことも検討段階では入れていただきたいと思います。

三橋会長：要するに指定時間を過ぎてごみを出すといった事も結構あるのではないかとということで、これも不適正排出対策の一つとして是非検討していただいて対策を考えて欲しいと思います。それでは時間の都合も有りますので、2番目のルール違反ごみのへ対応の厳格化について、この件についてご意見ご感想があればお出しください。

石井委員：参考例として出ているものが、ごみ袋の有料化が始まっている所の参考例として挙がっているようなのですが、札幌にしても京都にしても。札幌に関しては2円／リットルになっている。

秋本会長：どちらの市も有料化となっております。

石井委員：もう一つ、レアケースで、ごみの分別等ができないアパート等で、通常の一般的なごみ収集ではなく、事業系の排出者として有料でごみを出しているアパートなどはどのくらいあるのか。

金子課長：それは現在調査中です。

岩田委員：ルール違反の抑止とありますが、先ほどの実態調査の結果の27年度と28年度を比べたとき、取り残しのあった集積所は大体同じなのでしょうか、それともバラバラなのでしょうか。

松丸主幹：2ヵ年度に渡る調査の中では、5袋以上指定袋で出していない所を特に悪い集積所ということでまとめているが、この調査の中で必ずしも特定の集積所ということではないが、ある程度、この辺の地域、この建物が悪いといった傾向は把握できつつあります。

代谷委員：800箇所近くの悪い例がありますが、資料の2の5ページに、既存の集合住宅の一部や条例の適用を受けない小規模な集合住宅、ここにワンルームマンションも含まれるのではないかと思います。これは条例ができる前だからということか、つまり、条例に入らないでこのままずっと継続していくのか。何か取り締まる時は条例に基づかないと取り締まりも難しいと思う。漏れてしまっている住宅はどのような扱いになるのか。罰則を適用できるのか。また、どの程度の割合が条例に該当しない小規模な集合住宅があるのか。そのような住宅の中に不適切な排出をしている住宅があるのかどうか。教えていただきたい。

秋本課長：現在、宅地開発条例が施行されており、6戸以上の集合住宅、又は500㎡以上の敷地の建築行為、開発行為をする場合に一定の要件のごみ集積所を設ける事となっております。従いまして、条例の適用を受けないのは、例えば集合住宅では5戸以下となっております。条例が適用される前の物もちろんありますが、そういう対象についてはなかなか把握がし辛い状況となっております。

三橋会長：要するに、今の質問は既存の市川市の宅地開発条例の中で、取り残し約800箇所の中にどのくらい含まれているのかという質問だったかと思いますが、その辺についてはいかがですか。

秋本課長：その辺の数字については把握がし辛い状況でありまして、現在は量的には把握できていない状況です。

三橋会長：確かに把握し辛い状況だと思いますが、現場を担当されている皆さんの立場から言うと、どのような感じですか。調査した訳ではないと思いますが、半分ぐらい

ですか。

松丸主幹：今の件で参考となるのは、資料1の2ページの一番下を見ていただきたいと思います。特に排出状況の悪いごみ集積所の属性別内訳を説明したのですが、一番下に参考として、集合住宅が利用する集積所の設置場所がどこかということです。これは特に悪い約800箇所の内訳ということになりますが、敷地内にあるのが約600箇所85.5%、路上にあるもの、これは集合住宅であっても敷地内に作られていないもの、これが102箇所、概ね15%あるということです。参考までにご覧いただければと思います。

岩田委員：念のためにお聞かせください。集合住宅が悪いというのは多分そのとおりだとは思いますが、確認のため、市内に22,000の集積所があるうち、そもそも集合住宅専用の集積所が何箇所、戸建住宅が何箇所、集合住宅が利用する集積所のうち敷地内が何箇所、路上が何箇所か、という数字を教えてください。そうすればそれぞれの程度悪いかが比較できると思います。要は、排出状況が悪い集積所が集合住宅で多いのは、単に集合住宅の集積所の数がもともと多いからに過ぎないのかどうかとか、そこに関係している人口・世帯数が多いから悪い人も多くなるということだけなのかどうかとか、基本的な事をはっきりさせておく必要があると思いますので、数字があれば教えてください。

金子課長：現在調査中ですので、次回までに数字は出したいと思います。

原木委員：資料1の1ページの中段ですけれども、取り残しだけを継続して1,000箇所ぐらいを改善されたのでしょうか。それともそれ以外にワンルームマンションがマナーが悪いという事で、ポスティングをしたり、あるいは1軒1軒回ってお願いする事は無理だと思いますが、そういった調査もしたのでしょうか。

秋本課長：資料1の1ページの27年度の実施状況ですが、市内の集積所約22,000箇所について、収集業者による調査および取り残しということで、取り残す際に警告のシールを貼って取り残しました。そのことによって効果が発生したという事になります。

原木委員：それ以外の対策もたてればもうちょっと改善されていくことも考えられたと思うのですが。

松丸主幹：ご指摘のとおり、その他の対策も実際には行っている部分はあります。例えば特にごみの集積所の状況が悪くてごみが散乱してご近所に迷惑を掛けているという事が確認されたり、市民からの通報があった場合に、現地に出向いて、集合住宅であれば管理会社に連絡を取って改善をお願いして、例えばカラス対策用のスト

ッカーをおいていただくとか、あるいは現場の集積所に市が簡単な看板を設置して適正排出を促すような事も行っております。また、だれが排出者か特定できない中で、例えばこのアパートの住民が出しているごみが良くないのではないかとといった情報が得られれば、そのアパートの住民や周辺世帯にごみの出し方のチラシや周知用のチラシを作成して配布するなどの取り組みは行っております。

原木委員：2ページの表を見ると、ワンルームが多いわけですね。ワンルームマンションの対策をたてた結果だと理解してよろしいですか

松丸主幹：ワンルームも含めて、今申し上げたような対策を、十分ではないかもしれませんが取り残しを継続した結果、改善効果は見られましたという事です。取り残し以外の部分については制度的に、例えば条例の規定があって行っている訳ではないですし、まだまだこれから対策のボリュームを強化する余地というものもあるのではないかと考えております。

三橋会長：それでは、次のテーマに移りたいと思います。事業系ごみの不適正排出の現状と今後の検討課題について、説明していただきたいと思います。ですが時間の関係も有りますので、本日は説明を中心として、具体的な審議は次回以降に本格的に行いたいと思います。

### 【資料説明3】（資料3）

#### <資料3 事業系ごみの不適正排出の現状と今後の検討課題について>

##### 1. 排出事業者の責任

秋本課長：それでは説明いたします。資料3をご覧ください。

1点目は、排出事業者の責任についてです。事業活動に伴う廃棄物の処理に関する排出事業者の責任については、廃棄物処理法や市の条例において、いくつかの事項が定められています。事業系ごみの適正排出を確保し、ごみの減量と資源化を進めるためには、特に、「事業者の責任において適正に処理することに加えて、資源物の分別の徹底を図ること」といった部分がポイントであると考えられます。

##### 2. 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の適正な処理方法について

次に、2ページをご覧ください。

2点目は、事業系ごみの適正な処理方法についてです。本市では、条例及び一般廃棄物処理実施計画におきまして、適正な処理方法を定めており、具体的には、事業系ごみは一部の例外を除いて、家庭ごみの集積所に排出することはできず、事業者自ら運搬、処分するか、許可業者に運搬もしくは処分させることとしています。なお、燃やすごみ等をクリーンセンターへ搬入して処分する場合には、受入基準に合致することが求められます。また、資源物についても、自己運搬か業者へ委託して、民間の資源化施設へ搬入するか、やむを得ずクリーンセンターへ

搬入する場合には、資源物専用置場への別降ろしを行い、資源化に努める必要があります。以上のように、排出事業者の責任と適正処理には、法令に則って、ごみを運搬、処分することに加えて、家庭ごみと同様に、資源物の分別に努めることが求められています。

2 ページの後半から 3 ページまでは、参考として、関連する条例の規定や実施計画、受入基準を記載しております。

### 3. 事業系ごみの不適正排出の現状について

続いて、4 ページをご覧ください。

事業系ごみの不適正排出の現状についてです。一部において、条例の規定に反して、家庭ごみ集積所へ排出する事例があり、市では、収集運搬業者や市民からの情報提供に基づき個別指導を実施してまいります。また、ごみの適正な運搬が確認できない事業所に対しては、啓発チラシの送付や個別訪問による啓発・指導を行っているところです。これらの際には、本日配付しました、事業所ごみの処理方法というチラシを活用しています。また、適正な運搬がされている場合であっても、クリーンセンターへ搬入される事業系ごみの一部には、基本的な分別が守られていないものや、ダンボールなどの容易に分別可能な資源物の混入が見受けられます。そのため、クリーンセンター内に紙類や缶などの別降ろしスペースを設置し、資源物の排出が少量の排出事業所における資源化を促進しています。なお、別降ろしの措置は、ごみ処理基本計画の改定にあたって、当審議会からいただいた答申にも盛り込まれていた事項であり、それを受けての対応でもあります。また、今年度は、搬入されるごみの展開検査を実施し、搬入物の確認を進めてまいります。

下の図は、事業系ごみの不適正排出について整理をしたものです。市としましては、事業系ごみの不適正排出として、条例の規定に反して、家庭ごみ集積所に排出するもの、また、それに加えて、基本的な分別が行われていないものも、対象であると捉えております。

5 ページは、クリーンセンターでの資源物の別降ろし回収場所の写真です。計量前に資源物を降ろすことにより、その分の処理手数料がかからない、動機付けが働くような仕組みとしています。

続いて、6 ページをご覧ください。

これは、クリーンセンターでの展開検査の概要です。今年度は試行段階ですが、不適正なごみの搬入を防止するなどの対策を進めるために、搬入ごみの現状を確認しているものです。実施方法は、プラットホームにおいて、ごみピットにごみが捨てられる前に、収集運搬許可業者が搬入した燃やすごみを降ろし、不適正なごみの混入状況を調査しています。写真にありますように、産業廃棄物である発

砲スチロールの束や、分別して収集すれば、容易に資源化できるダンボールが大量に混入している事例のほか、燃やすごみにビンやスプレー缶などの不燃物が混入していた事例を確認しております。

#### 4. 今後の検討課題

最後に、7ページをご覧ください。

以上のことを踏まえまして、今後、事業系ごみの不適正排出を防止し、あわせて事業系ごみの減量・資源化を促進していくための検討課題と考えられる事項を挙げております。

##### (1) 排出事業者責任にかかる周知の徹底と不適正排出事業所に対する指導の強化

1点目としては、排出事業者責任にかかる周知の徹底と不適正排出事業所に対する指導の強化です。そのためには、収集運搬業者等と連携して、排出事業者に対する周知を強化することや、不適正に家庭ごみ集積所に排出する事業所への指導を強化することなどが考えられます。

##### (2) クリーンセンターにおける不適正なごみの搬入対策の強化

2点目として、クリーンセンターにおける不適正なごみの搬入対策の強化です。搬入ごみの展開検査の強化やクリーンセンターの受入基準の厳格化のほか、受入基準に違反した排出事業者及び収集運搬業者への指導制度の検討などが考えられます。

##### (3) その他

また、その他として、クリーンセンターにおける資源物の別降ろしの促進などが考えられます。

以上、事業系ごみの不適正排出対策としては、排出者への周知・啓発などの上流対策と、クリーンセンターでの搬入対策などの下流対策を効果的に組み合わせる実施することが必要でないかと考えております。説明は以上です。

#### 【資料説明3の質疑応答】

三橋会長：ただいまの説明について、次回以降、中身の審議を進めたいと思いますが、今の説明について、ご質問あるいは今後の検討課題としてこんな事も加えた方が良いのではないかと、といった事があればお出してください。

代谷委員：まず、どういった事業者が不適正に排出しているのか。業種ですね。家庭ごみとして出していると聞いてびっくりした。罰則はないのでしょうか。もうひとつは、事業系ごみの場合、写真を見ると普通の袋のように見えるのですが、指定された

袋はないのでしょうか。もう少し教えていただければ。

三橋会長：事務局の方から説明していただきたいと思いますが、おそらく事業者といっても大きな事業者と個人営業のような事業者もいますので、おそらく個人の方が中心だろうと思いますが、今の質問に対して説明をお願いします。

秋本課長：2点の質問についてお答えいたします。まずどういった業者なのか。主に小規模な事業者で、飲食店などが家庭ごみの集積所に出している事例が見受けられる。罰則につきましては資料3の2ページの四角で囲っている（参考）というところにありまして、そういった事例が見受けられましたら指導又は勧告、次に撤去命令、公表、それらに従わないときには過料を科すことができるとなっております。

松丸主幹：続きまして、事業系ごみの出し方について。事業系ごみは多くの事業者は市が許可した業者とそれぞれ契約してごみを収集してもらっているというのが主なもの。排出方法は業者との契約の中で決めてもらうことなので、市として排出容器、袋を指定しているということはありません。ですので、業種にも寄りますが、ポリバケツに入れて出している事業者もあれば、汎用のごみ袋を使って出している事業者もおります。また、市の許可業者の中には、一袋いくらという形でごみの収集費用を決めて契約している場合も有りますので、そういった場合は許可業者が指定したごみ袋で出しているという事もあるかと思えます。

三橋会長：それでは次の議題に移りたいと思います。議題（2）は報告事項です。家庭ごみの収集回数の削減とごみの減量・分別等に関する広報・啓発の実施状況についてお願いいたします。

## 【(2) 報告事項】(資料4)

### 〈家庭ごみの収集回数の削減とごみの減量・分別等に関する広報・啓発の実施状況について〉

#### 1 説明会の開催

秋本課長：はじめに説明会の開催状況です。本年1月23日現在で、自治会を中心に、約200回の説明会を実施し、約5,600人にご参加いただいているところです。

#### 2 主な広報・啓発活動

次に主な広報・啓発活動の実施状況について。(1)として、本日、実物を配付させていただきました、4月から使用する新しい資源物とごみの分け方・出し方のリーフレットの全戸配布を進めております。A3版のカラー刷りのものです。ウラ面には、地区ごとの新しい収集曜日に一覧にしたものが記載されております。次に、(2)として、1月28日本庁舎の会議室において、外部の講師をお招きし、ごみ減量・資源化講演会を開催しました。当日は、じゅんかんパートナーの皆さま

まを中心に、74人の参加者がございました。続いて、(3)として、公共施設や自治会の掲示板にポスターを掲示しております。その最も小さいサイズのものが、本日配付したA4版のものです。

以下、公共施設等への懸垂幕や横断幕の設置、ごみ収集車両や市の公用車に周知用のマグネットシートを貼り付けたり、協力していただいた小売店では、啓発用のシールやポスターの掲示を行っております。また、市内の路線バスの車内でのポスター掲示や音声による周知などの活動を、順次、実施しているところです。

### 3 今後の予定

2ページをご覧ください。

今後の主な予定でございますが、3月になりますと、収集曜日を表示した、ごみ集積所看板の貼り換え、ごみ分別スマートフォンアプリによる利用者への通知などを実施する予定です。

#### (参考)

また、参考として、広報・啓発状況の写真を印刷しております。なお、2ページにあります、JR市川駅南口のペDESTリアンデッキの横断幕ですが、写真の真ん中に横断幕がありますが、先週の強風の影響で破損が見つかり、現在は、修繕をしております。直り次第このようなかたちで掲示する予定でございます。

3ページが歩道橋や庁舎にある横断幕や懸垂幕、4ページ上段が公用車等に貼り付けてあるマグネットシート、下段が小売店等に協力を頂いて、啓発用のシールを貼っていただいている様子です。

以上、市としましては、4月からのごみ収集回数の削減が円滑に実施できるよう、また、ごみの減量と分別の促進に向けて、市民の皆さまへの周知に取り組んでいるところでございます。

報告は以上です。

#### 【(2) 報告事項の質疑応答】

三橋会長：4月から実施する家庭ごみの収集回数の削減について、市川市の担当部局は土日返上で200回近く現場へ出掛けたり、説明を行ったりして頑張っているわけで、4月からの収集回数の削減が上手く動き出すといいですね。頑張ってください。

事務局：ありがとうございます。

三橋会長：今までの説明で何かご質問など有りますか。

岩田委員：先ほどから話題に出ている外国人への周知はどのようにされているのでしょうか。

秋本課長：外国人への収集回数削減の周知については、リーフレットの外国語版を作成し、配布をしているところです。

三橋会長：先ほど6カ国語で説明するとあったが、そういうものがあれば次の審議会にでも見せていただけると内容もわかりやすくなると思います。

秋本課長：次の審議会までに用意いたします。

金子委員：市民の説明会での反応は。これだけ現地に行ってやっていたらそれなりに反応があったと思います。概ね了解されていて、4月から円滑に実施できそうかどうか。

秋本課長：主に自治会を中心に説明会を開催しております。説明会の開催は土曜日・日曜日、又は夜間も。説明の内容としては、ごみの収集回数削減に至った経緯や、この目的はごみの減量・分別の促進にありますので、具体的な分別方法も実例を用いて説明をおこなっております。そして、市民の反応については、収集回数の変更について、あからさま反対という意見はあまり挙がっておりませんので、概ね了解を得ていると考えております。その他、分別方法についての説明を積極的に聞いていただき、特に雑がみの分別については興味を持っていただいております。その他、意見として出されるのは、この審議会でも出ましたアパート等の不適正排出をどうにかしてほしいとの声も聞いております。

## 【その他】（事務連絡）

三橋会長：それでは、最後に事務局の方からお願いします。

秋本課長：今後の審議会の開催予定につきまして、ご案内いたします。次回の会議は、新年度に入って、5月頃の開催を予定しております。また、事務局としましては、次回の会議を含めて、あと3回程度の審議を経て、9月から10月頃を目途に答申をとりまとめていただきたいと思いますと考えております。なお、次回の日程の詳細につきましては、改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

松丸主幹：本日、お時間の関係で十分にご意見・ご提案などができなかった委員もいらっしゃると思いますので、もしご意見・ご提案などがございましたら、事務局宛てにメール・ファクシミリ等どのような方法でも構いませんのでお寄せいただければ幸いです。次回以降の資料作成の参考としたいと思いますのでよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

## 【閉 会】

三橋会長：この審議会の最終着地点はごみの有料化ということです。そこに至る過程として4月からのごみ収集回数の削減、現在当審議会で議論している不適正排出の適正化について。これら一つ一つの項目を積み上げた上で、最後に当審議会で議論したごみの有料化に向かっているということで、大きな目標は皆さま一人一人が頭の中に入れておいていただきたいと思います。

それでは以上を持ちまして、第82回市川市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。どうもお集まりいただきありがとうございました。

(閉会：午前11時30分)